

令和 8 年度 有害鳥獣被害防止施設設置事業の補助金申請について

安来市では、有害鳥獣による農作物被害の防止対策として補助を行っています。

補助対象事業や補助事業者の範囲、補助率は以下のとおりです。

対象事業	・カラス等の鳥類およびイノシシ・ヌートリア等の獣類被害防止対策実施に係る簡易な防護壁、防護柵、防護網、支柱、電気牧柵及び爆音機等の購入に要した資材費（市内に設置したものに限る） ※おり・わな、中古品、電池、バッテリー、ガスボンベ等の交換については補助対象外です。（詳細は別紙）
補助事業者の範囲	・市内で農地等を有し又は維持管理をする農林作物生産者個人、農林作物生産者を有する集落組織及び営農集団又は営農法人。
補 助 率	・購入費（檻、わな、中古品、電池、バッテリー、ガスボンベ等の交換に要する購入費を除く。）の 1 / 2 以内（1, 0 0 0 円未満の額は切り捨て）の額とする。 ・実購入費（税抜）を補助対象とし、ポイント利用等の値引きは補助対象外とする。 ・補助金の交付上限額は、個人による申請は 1 0 万円、集落組織、営農集団及び営農法人による申請は 3 0 万円までとする。
備 考	・当年度内に 1 回のみ申請でき、原則年度内に購入・設置したものを対象とします。 ・他の補助事業と重複して申請する事はできません。 ・申請者が多数の場合は、予算の都合上、補助金の交付ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 申請書提出期限 令和 8 年 1 2 月 2 8 日（月）

（1 月以降の設置補助についてはお問い合わせ下さい。）

※ 申請には、資機材購入費内訳書、設置場所付近見取り図、設置状況写真、資機材購入費を添付して下さい。

※ 「申請書の提出」と「お問い合わせ」は、安来市農林振興課（伯太庁舎）へ

〒692-0207 安来市伯太町東母里 5 8 0
 安来市 農林振興課 有害鳥獣担当
 電 話 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 3 5
 F A X 0 8 5 4 - 2 3 - 3 3 8 2

別紙

補助対象資材	補助対象外品
・ トタン ・ ワイヤーマッシュ ・ 防獣ネット ・ 防鳥ネット ・ 支柱（トタン・ワイヤーマッシュ、電気牧柵用） ・ 支柱止め具（ピン、針金等） ・ アンカー ・ 電気牧柵 ・ 防草シート（電気牧柵と同時購入時に限る。） ・ 爆音機 ・ 音威嚇装置	・ 捕獲檻 ・ 捕獲わな ・ 中古品 ・ 電池 ・ ガスボンベ（爆音機用） ・ バッテリー（電気牧柵用） ・ 忌避剤 ・ ピンクテープ（これに類する物） ・ 農業用マルチシート ・ 組立、取付工具等 ・ 光威嚇装置